

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第102号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出しを「(組織及び職名)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

保健所に次の表に掲げる部、室、課及びセンターを置くとともに、課を置かない室に同表に掲げる課長を、課を置かない室、課及びセンターに同表に掲げる係長を置く。

区分	部又は室の名称	課若しくはセンターの名称 又は室に置く課長の職名	係長の職名
	健康長寿の まち・京都 推進室	健康長寿企画課	企画係長 調査係長 健康長寿 推進第一係長 健康長寿推進第 二係長 健康長寿推進第三係長
	障害保健福 祉推進室	社会参加推進課長	
	医療衛生推 進室	健康安全課	感染症予防係長 健康危機対策 係長 食品安全係長
		医務衛生課	管理係長 生活衛生係長 薬務 係長 動物愛護係長 事業推進 係長
		医療衛生センター	管理係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長 宿泊施 設審査指導第一係長 宿泊施設 審査指導第二係長
子ども若者 未来部	育成推進課	母子保健係長	

保健センター		健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
--------	--	----------	-----------------------------

2 保健所に、所長，次長，部長，室長，課長，センター長及びその他の職員を置く。

3 保健センターに、保健センター長，課長及びその他の職員を置く。

第2条第4項中「課に」を「部及び室に担当部長を、課を置かない室，課及びセンターに」に改め、同条第5項中「，次長及び担当部長」を「及び次長」に、「，同局保健衛生推進室長及び同室担当部長」を「及び子ども若者はぐくみ局長」に改め、同条第6項中「課（センター）」を「部長，室長，課（保健センター）」に改め、「の課長」の右に「，センター長」を加え、「保健福祉局保健衛生推進室」を「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室，同局障害保健福祉推進室，同局医療衛生推進室又は子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部」に改め、同条第7項表以外の部分中「，保健医療課」を「，医療衛生推進室健康安全課」に、「第6条保健医療課の項第14号」を「第5条医療衛生推進室の款健康安全課の項第5号」に改め、同項の表担当課長の項中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同表担当課長補佐の項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「支所」を「保健センター支所」に改め、同表担当係長の項及びその他の職員の項中「支所」を「保健センター支所」に改め、同条第8項中「センター長は、当該センター」を「保健センター長は、当該保健センター」に改め、同条第9項中「センターの課長」を「保健センターの課長」に、「当該センター」を「当該保健センター」に改め、同条を第1条とする。

第3条第3項中「センター長及び課長」を「部長，室長，保健センター長，課長（課を置かない室に置く課長を除く。）及びセンター長」に改め、同条第4項中「担当課長，」を「担当課長（課を置かない室に置く課長を含む。次項及び第4条第3項において同じ。）」に改め、同条第5項中「課長が」を「課長（課を置かない室に置く担当課長を含む。以下この項において同じ。）が」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「センター長」を「保健センター長」に、「当該センター」を「当該保健センター」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項本文中「センター長又は課長（センターに置く課長を除く。以下この項において同じ。）」を「部長，室長又は保健センター長」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「センター長」を「部長，室長（課を置かない室の室長を除く。）又は保健センター長」に、「センターに置く課長」を「課長又はセンター長」に改め、同項に次のただし書

を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長又はセンター長がその職務を代理する。

第5条第3項本文中「課長に」を「課長又はセンター長に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 課を置かない室の室長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理する。

第5条に次の1項を加える。

5 課を置かない室の担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条を第4条とする。

第6条中「課の分掌する」を「室、課及びセンターの分掌する」に改め、同条保健医療課の項及び医務衛生課の項を削る。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項第9号を削り、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「特定給食施設」の右に「の立入検査」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 食育に関すること。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号及び第19号を削り、第20号を第16号とし、第21号から第24号までを4号ずつ繰り上げ、第25号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 母子保健法による母子健康包括支援センターとしての業務に関すること。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項中第26号を第23号とし、第27号から第29号までを3号ずつ繰り上げ、同項第30号中「及び地域活動支援」を「、地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第31号を削り、第32号を第28号とし、第33号を第29号とし、同項第34号中「診療放射線業務」の右に「(がん検診に関するものに限る。)」を加え、同号を同項第30号とし、同号の次に次の2号を加える。

(31) 自殺対策に関する相談及び支援並びに関係機関との連携協力に関すること。

(32) 医薬品の管理に関すること。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項中第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第37号を削り、第38号を第35号とする。

第6条保健センターの款衛生課の項を削り、同款の前に次の4款を加える。

#### 健康長寿のまち・京都推進室

##### 健康長寿企画課

- (1) 保健所の庶務に関すること。
- (2) 保健所事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 地域保健に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (4) 衛生教育に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (5) 健康の保持増進に関すること。
- (6) 栄養の改善に関する事務の統轄に関すること。
- (7) 食育に関する事務の統括に関すること。
- (8) 特定給食施設に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (9) 歯科保健に関する事務の統轄に関すること。
- (10) 歯科口腔保健の推進に関する法律による口腔保健支援センターとしての業務に関すること。
- (11) 生活習慣病対策に関すること。
- (12) 保健師業務に関する事務の統轄に関すること。
- (13) 医療社会事業の実施に関すること
- (14) 献血の促進に関する事務の統轄に関すること。
- (15) 診療放射線業務(がん検診に関するものに限る。)に関する事務の統轄に関すること。
- (16) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により処理することとされている事務(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るための必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに関するものに限る。)に関すること。
- (17) 保健所運営協議会に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。

#### 障害保健福祉推進室

- (1) 自殺対策基本法による事務の統轄に関すること。
- (2) 自殺対策推進センターに関すること。

- (3) 特定疾患の治療及び研究の助成に関する事務。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。

## 医療衛生推進室

### 健康安全課

- (1) 感染症の予防に関する事務の統轄に関する事務。
- (2) 食品の衛生に関する事務。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (3) 食品衛生法による事務の統轄に関する事務。
- (4) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により処理することとされている事務に関する事務。ただし、健康長寿のまち・京都推進室の所管に属するものを除く。
- (5) 予防接種に関する事務の統轄に関する事務。
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による事務に関する事務。ただし、医療衛生センター及び衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (7) 衛生上の試験及び検査に関する事務の統轄に関する事務。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務の統轄に関する事務。
- (9) 診療放射線業務(がん検診に関するものを除く。)に関する事務の統轄に関する事務。ただし、健康長寿のまち・京都推進室の所管に属するものを除く。
- (10) 感染症診査協議会に関する事務(医療衛生センターの所管に属するものを除く。)並びに食の安全安心推進審議会、予防接種健康被害調査委員会及び結核・感染症発生動向調査委員会に関する事務。

### 医務衛生課

- (1) 医務関係法令に関する事務に関する事務。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務に関する事務。
- (3) 理容師法、クリーニング業法及び美容師法による事務に関する事務。ただし、医療衛生センターの所管に属するものを除く。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及び化製場等に関する法律による事務の統轄に関する事務。
- (5) 毒物及び劇物取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律による事務に関すること。

- (6) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関する事務の統轄に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による事務に関すること。ただし、医療衛生センターの所管に属するものを除く。
- (8) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼育管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号。以下「京都府動物条例」という。）及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による事務の統轄に関すること。
- (9) 消毒営業取締条例施行規則（昭和25年京都府規則第5号）による事務に関すること。
- (10) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事務の統轄に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (11) 遊泳用プールの衛生指導に関する事務の統轄に関すること。
- (12) 麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関すること。
- (13) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。
- (14) 病院及び診療所における放射線障害に係る通報に関すること。

医療衛生センター

- (1) 食品衛生法、墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及び化製場等に関する法律による事務に関すること。
- (2) 食品衛生監視及び食品行商衛生に関すること。
- (3) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例による認証、届出その他の措置に関すること。
- (4) 理容師法、クリーニング業法及び美容師法による届出、業務の停止命令その他の措置に関すること。
- (5) 狂犬病予防法による登録及び予防注射並びに狂犬病発生時の措置（病性鑑定のための措置を除く。）に関すること。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律及び京都府動物条例による動物の適正な取扱いの指導並びに同法による犬及び猫の引取りに関すること。
- (7) 京都府動物条例による野犬の薬物による掃討に関すること。
- (8) 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による事務に関すること。ただし、動物愛護センターの所管に属するものを除く。

- (9) 犬及び猫の飼養に関する苦情の処理に伴う連絡及び調整に関すること。
- (10) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による届出その他の措置に関すること。
- (12) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（次号において「法」という。）による食鳥処理の事業の許可及び確認規程の認定等に関すること。
- (13) 法による届出及び措置命令その他の措置に関すること。ただし、指定検査機関に関するものを除く。
- (14) 感染症の予防に関すること。
- (15) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (16) ねずみ族、昆虫等の駆除の実施その他環境衛生に関すること。
- (17) 遊泳用プールの衛生指導に関すること。
- (18) 診療放射線業務（がん検診に関するものを除く。）に関すること。
- (19) 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- (20) 感染症診査協議会（結核部会に限る。）に関すること。

#### 子ども若者未来部

##### 育成推進課

- (1) 母子保健に関する事務の統轄に関すること。
- (2) 結核にかかっている児童に対する療育の給付に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (3) 養育医療の給付に関する事務の統轄に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援医療費（育成医療に関するものに限る。）の支給に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (5) 障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。
- (6) 児童福祉法（次号及び第8号において「法」という。）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (7) 法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、指導及び監督に関すること。
- (8) 法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。

(9) 児童福祉法施行規則による指定医の指定及びその取消し並びに公表に関すること。

(10) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「(保健センター支所)」に改め、同条第11項中「センター長」を「保健センター長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「保健福祉局保健医療・介護担当局長」を「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長」に改め、同条を第7条とする。

別表中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)